|  |
| --- |
| 旭川市立新富小学校  学校いじめ防止基本方針    平成２６年４月  （令和元年５月　改訂） |

【目　次】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| はじめに  第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項  　　　１　いじめの防止等の対策に関する基本理念  　　　２　いじめの理解  　　第２章 学校が実施するいじめの防止等の取組  　　　１　本校のいじめの実情及び2019年度の目標（指標）  　　　２　児童が主体となった取組の推進  　　　３　学校いじめ対策組織の設置  　　　４　いじめ防止の取組  　　　５　いじめの兆候の早期発見と積極的な認知  　　　　　◇いじめ発見・見守りチェックリスト  　　　　　◇主な相談窓口  　　　６　いじめの対処  　　　７　いじめの解消  　　　　　◇早期発見・事案対処マニュアル  　　　８　いじめの重大事態への対応  　　　９　いじめ防止等に関する機関，保護者等との連携  　　１０　インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携  　　 １１　学校いじめ防止プログラム  　　第３章　その他の留意事項  　　　１　学校評価を踏まえた取組の改善  　　　２　校内研修の充実  　　　３　校務の効率化  　　　４　地域や家庭との連携  　　【別紙資料】  　　　＜別紙＞　いじめの発見・観察ポイント（保護者用） | …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  … | １  ２  ４  ５  ６  ７  10  11  13  14  15 |

**はじめに**

　　いじめは，いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

　本校では，これまでも，いじめは決して許されない行為であるとの認識の下，いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き，いじめをしている児童にはその行為を許さず，毅然と指導するとともに，どの児童にも，どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上，その防止と対処に努めてきたところです。

　いじめの問題は，人間関係のもつれ等に起因しているため，児童や教職員，保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え，家庭や地域と連携し，学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

　そのため，本校においては，「いじめ防止対策推進法」に基づき，「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に，いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに，学校いじめ対策組織を設置し，いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

**第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項**

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

　いじめは，全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は，全ての児童が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

　また，全ての児童がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

　加えて，いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，学校，市，教育委員会，家庭，地域住民その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

－１－

－資料⑤-１－

２　いじめの理解

（１）　いじめの定義

　「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では，いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく，いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ，法の定義の下に判断し，対処します。

第２条　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは，学校教育法第１条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。

（２）　いじめの内容

（１）　いじめの定義

（１）　いじめの定義

具体的ないじめの態様としては，次のようなものがあります。

○　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。

○　仲間はずれ，集団による無視をされる。

○　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。

○　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。

○　金品をたかられる。

○　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。

○　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。

○　パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。　など

－２－

（３）　いじめの要因

　いじめの要因を考えるに当たっては，次の点に留意します。

○　いじめの芽は，どの児童にも生じ得る。

○　いじめは，単に児童生徒だけの問題ではなく，大人の振る舞いを反映した問題でもあり，家庭環境や対人関係など，多様な背景から，様々な場面で起こり得る。

○　いじめは，加害と被害という二者関係だけでなく，観衆の存在，傍観者の存在や，所属集団の閉鎖性等の問題により，潜在化したり深刻化したりする。

○　児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ，学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり，いじめが起こり得る。

○　児童の発達の段階に応じた，人権に関する正しい理解，自他を尊重する態度，自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ，互いの違いを認め合い，支え合うことができず，いじめが起こり得る。

－３－

（４）　いじめの解消

いじめが解消している状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし，必要に応じ，いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア　いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。

イ　いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（５）　いじめの重大事態

重大事態とは，法第２８条第１項により次のとおり規定されています。

ア　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

**第２章　学校が実施するいじめの防止等の取組**

１　本校のいじめの実情及び2019年度の目標（指標）

－資料⑤-３－

【平成３０年度の本校のいじめの実態】

　　○いじめと思われる件数　　　　　　　（８４件）

　　　（※嫌な思いをしたことがある件数）

〇認知件数：　　　　　　　　　　　　（　３件）

　　〇態　　様：・仲間はずれ，無視　　　（２１％）

　　　　　　　　・たたかれる，けられる　（１９％）

　　　　　　　　・悪口を言われる　　　　（４６％）

　　　　　　　　・その他（物をかくされた，してないことをするように言われた，傘で水をかけられた）（１４％）

　　○児童アンケート

　　　・「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」回答児童　　　（１００％）

　　　・「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」回答児童　　　　　　　　（　０％）

【令和元年度の目標】

〇解 消 率：100％

　　〇「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」：１００％

２　児童が主体となった取組の推進

　学校は，いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ，全ての児童を対象に，学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として，児童同士が主体的にいじめの問題を考え議論する場の設定や，信頼関係を深め，児童同士のよりよい関係づくりなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

○　児童会・生活委員会を中心に，いじめの問題等について話し合い，本校の実態に応じた，「フレンド週間」を実施する。

○　児童会を中心とした取組を行う際に，全ての児童が，いじめ防止の取組の意義を理解し，主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

－４－

３　学校いじめ対策組織の設置

（１）学校いじめ対策組織（生徒指導委員会）の構成

（２）学校いじめ対策組織の役割

・いじめの未然防止のため，いじめが起きにくく，いじめを許さない環境づくりを行う役割

・いじめの早期発見のため，いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

・いじめの早期発見・事案対処のため，いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割

・いじめに係る情報があったときには，情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

・いじめの解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため，支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する役割

・いじめを受けた児童に対する支援，いじめを行った児童にたいする指導，対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき，校内研修を企画し，計画的に実施する役割

・学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検，見直しを行う役割

校　長

教　頭

生徒指導担当教員

教務担当教員，学年主任，学級担任，教科担任，養護教諭，児童会担当者，特別支援教育コーディネーター，道徳教育推進教師，情報教育担当者

【年間計画の作成や実施，いじめ防止の取組の実施等】

児童の代表，保護者の代表，学校評議員

【いじめへの対処等】

スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールサポート等

－５－

４　いじめ防止の取組

（１）いじめについての共通理解

　　〇　いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し教職員全員の共通理解を図る。

　　〇　いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できる取組を進める。

（２）いじめに向かわない態度・能力の育成

　　〇　教育活動全体を通じた道徳教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進める。

　　〇　児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により，多様性を理解するとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。

　　〇　幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

（３）いじめが生まれる背景と指導上の注意

　　〇　いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努める。

　　〇　教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に最新の注意を払う。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

　　〇　教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じることができる機会をすべての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努める。

　　〇　自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。

　　〇　自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ，幼・保・小・中学校間で連携した取組を進める。

保護者の役割

　保護者は，その保護する児童に，家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや，自分を認めてくれる人がいることを実感させ，自尊感情を育むことが大切です。

－６－

５　いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

　学校は，いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，たとえ，ささいな兆候であっても，早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを軽視することなく，積極的に認知します。

　学校は，いじめの早期発見のため，次の取組を進めます。

〇　日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，チェックシートの活動，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。

〇　児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備する。

－７－

保護者の役割

〇　保護者は，日頃から家庭において，その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるよう努め，把握した場合には，児童に寄り添い，悩みや不安等を共感的に理解するとともに，学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため，次のシートを活用することも効果的です。

〇　保護者は，いじめの問題への対応に当たって，いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者，学校と連携し，適切な方法により，問題の解決に努めることが大切です。

【朝（登校前）】

□　朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。

□　朝になると体の具合が悪いと言い，学校を休みたがる。

□　遅刻や早退がふえた。

□　食欲がなくなったり，だまって食べたりするようになる。

【夕（下校後）】

□　ケータイ電話やメールの着信音におびえる。

□　勉強しなくなる。集中力がない。

□　家からお金を持ち出したり，必要以上のお金をほしがったりする。

□　遊びのなかで，笑われたり，からかわれたり，命令されている。

□　親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

□　表情が暗く，家族との会話も少なくなった。

□　ささいなことでイライラしたり，物にあたったりする。

□　学校や友達の話題が減った。

□　自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。

□　パソコンやスマホをいつも気にしている。

□　理由をはっきり言わないアサやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】

□　寝つきが悪かったり，夜眠れなかったりする日が続く。

□　学校で使う持ち物がなくなったり，こわれたりする。

□　教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり，やぶられたりしている。

□　服が汚れていたり，やぶれていたりする。

〈H26文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用〉

いじめ発見・見守りチェックリスト

　　　年　組　氏名　　　　　　　　　　　　　　新富小学校　生徒指導委員会

|  |  |
| --- | --- |
| 朝の会・帰りの会 | □遅刻・欠席・早退が増えた。  □顔色，雰囲気などが普段の様子と違う。  □表情がさえない，おどおどしている，うつむいていることが多い。  □イライラして，物にあたる。 |
| 授業の開始時 | □一人遅れて教室に入る。  □泣いている。泣いた形跡がある。  □机の上や中が汚されている。  □机や椅子が乱雑にされている。  □周囲が何となくざわついている。  □座席が替わっている。 |
| 授業中 | □特定の児童の名前が何度も話題になる。  □グループ分けや班活動で孤立しがちである。  □配付物がきちんと配られない。  □発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。  □冷たい視線が注がれる。  □教科書やノートに落書きされる。  □保健室に頻繁に行こうとする。 |
| 休み時間 | □職員室や保健室に頻繁に行く。  □先生の近くに居ることが多い。  □特定の児童を避ける動きが見られる。  □一人でぽつんとしている。  □特定の児童を囲むように児童が集まる。  □遊びでいつも苦しい立場に立たされる。  □格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。  □侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。  □集団でトイレに行って，なかなか出て来ない。 |
| 昼食（給食）時 | □配膳すると嫌がられる。  □食べ物にいたずらされる。  □望まないおかずを多く盛られる。  □食べ物を他人に取られる。  □グループから外れて一人で食べる。 |
| 清掃時 | □嫌な作業をいつもやらされる。  □最後まで一人で作業をやらされる。 |
| 放課後 | □急いで一人で帰る。  □先生に何か言いたそうにしている。  □他の児童の分まで荷物を持たされる。 |
| その他 | □成績が急に下がる。  □服が汚れている。不自然な乱れがある。  □理由がはっきりしていないあざや傷がある。  □日記，作文，絵画，答案等に気になる表現や描写がある。  □持ち物に落書きされたり，靴や傘を隠されたりする。  □教室の壁や掲示物に，あだ名や悪口などを落書きされる。  □悪口を言われても，愛想笑いをする。  □人権を無視したようなあだ名を付けられる。 |

－８－

|  |
| --- |
| ◆　児童のささいな変化に気付き，気付いた情報は抱え込まず，学校いじめ対策組織（生徒指導委員会）において確実に共有し，速やかに対応を*！*  ◆　日常の児童とのふれあいを大切に*！*  ◆　気付いたことを，５Ｗ１Ｈ（いつ，どこで，誰が，誰と，何を，どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど，学校全体で早期発見を*！* |

　　　　　　　　 　　 主な相談窓口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | |
|  | **◆旭川市子ども総合相談センター**  　＜電話番号＞  　　代　表　　　　　　　０１６６－２６－５５００  　　子どもホットライン　０１２０－５２８５０６（こんにちはコール）  　＜受付時間＞  　　月・木　　　８：４５～２０：００  　火・水・金　８：４５～１７：１５ |  |
|  |
| **◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）**  　＜電話番号＞  　　０１２０－３８８２－５６  　＜受付時間＞  　　毎日２４時間 |
|  |
| **◆子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）**  　＜電話番号＞  　　０１２０－００７－１１０（ぜろぜろなな の ひゃくとおばん）  　<受付時間>  　　月～金　８：３０～１７：１５ |
|  |
| **◆少年相談１１０番（北海道警察本部）**  　＜電話番号＞  　　０１２０－６７７－１１０  　＜受付時間＞  　月～金　８：４５～１７：３０ |
|  |
| **◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）**  　＜電話番号＞  　　０１６６－３１－５５１１  　＜受付時間＞  　　月～金　９：００～１６：００ |
|  |
| **◆法テラス旭川**  　＜電話番号＞  　　０５０－３３８３－５５６６  　＜受付時間＞  　　月～金　９：００～１７：００ |
|  |
|  | | |

　 ◆**スクールカウンセラー（ＳＣ）への相談も受け付けております。**

本校は，明星中学校（拠点校）のＳＣが担当となります。

相談を希望される際は，日程調整のため事前に学校までご相談ください。

　　 旭川市立新富小学校　 ＴＥＬ２４－３２７８

－９－

６　いじめへの対処

（１）いじめの発見・通報を受けたときの対応

○ 遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その行為を止め

させる。

○ いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童の安全を確保する。

○ 児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに

警察等関係機関と連携し，適切な援助を求める。

（２）いじめを受けた児童及びその保護者への支援

○ いじめを受けた児童から，事実関係の確認を迅速に行い，当該保護者に伝え

る。

○ いじめを受けた児童の見守りを行うなど，いじめを受けた児童の安全を確保す

る。

○ 必要に応じて，スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）な

ど外部専門家の協力を得て対応する。

（３）いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

○ いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったこ

とが確認された場合，いじめを止めさせ，その再発を防止する。

○ いじめを行った児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，健全な人

格の発達に向けた指導を行う。

○ 事実関係の確認後，当該保護者に連絡し，以後の対応を適切に行えるよう保護

者の協力を求めるとともに，継続的な助言を行う。

（４）いじめが起きた集団への働きかけ

○ いじめを傍観していた児童に，自分の問題として捉えさせ，いじめを止めさせ

ることはできない場合でも，誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

○ 学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶し

ようという意識を深める。

保護者の役割

○ 保護者は，その保護する児童がいじめを受けている場合には，気持ちを受け止め，心と体を守ることを第一に考え，「絶対に守る」という気持ちを伝え，安心させるとともに，児童の心情等を十分に理解し，対応するよう努めることが大切です。

○ 保護者は，その保護する児童がいじめを行った場合には，自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに，児童が同じ過ちを繰り返すことがないよう，児童を見守り支えることが大切です。

－１０－

７　いじめの解消

学校は，単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく，少なくとも，いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや，その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し，面談等により確認します。

学校は，いじめの解消に向け，次の取組を進めます。

○ 学校は，いじめが解消に至っていない段階では，いじめを受けた児童を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する。

○ 学校は，いじめが解消した状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分

にあり得ることを踏まえ，当該児童について，日常的に注意深く観察する。

－１１－

**早期発見・事案対処マニュアル**

|  |  |
| --- | --- |
| **【いじめの把握・報告】** | |
| ＜いじめの把握＞  　○ いじめを受けた児童や保護者  　○ 学級担任  　○ 児童アンケート調査や教育相談  　○ 学校以外の関係機関や地域住民  ＜いじめの報告＞ | ○ 周囲の児童や保護者  ○ 養護教諭等学級担任以外の教職員  ○ スクールカウンセラー（ＳＣ）  ○ その他 |
| ○ 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長 | |

いじめ対策組織会議（生徒指導委員会）の開催

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **【**事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）**】** | | |
| □事実関係の把握  □対応チームの編成及び役割分担 | □いじめ認知の判断  □全教職員による共通理解 | □指導方針や指導方法の決定  □ＳＣや関係機関との連携の検討 |

　　　　　　　　　【教育委員会への報告】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【**いじめ対策組織による対処**】**  ○ いじめを受けた児童及び保護者への支援　○ いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言  ○ 周囲の児童・生徒への指導　　　　　 ○ スクールカウンセラーの派遣要請  ○ 関係機関への相談（教育委員会，旭川市子ども総合相談センター，旭川児童相談所，警察等） | | | | | |
|  |  | いじめを受けた児童 | いじめを行った児童 | 周囲の児童 |  |
| 学  校 | □組織体制を整え，いじめを　止めさせ，安全確保及び再　発を防止し，徹底して守り　通す。  □いじめの解消の要件に基づ  　き，対策組織で継続して注　視するとともに，自尊感情  　を高める等，心のケアと支  　援に努める。 | □いじめは，他者の人権を侵す行為であり，絶対に許されない行為であることを自覚させる等，謝罪の気持ちを醸成させる。  □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等，いじめに向かうことのないよう支援する。 | □いじめを傍観したり，はや　し立てたりする行為は許さ　れないことや，発見したら　周囲の大人に知らせること　の大切さに気付かせる。  □自分の問題として捉え，い　じめをなくすため，よりよ　い学級や集団をつくること　の大切さを自覚させる。 |
| 家  庭 | □家庭訪問等により，その日　のうちに迅速に事実関係を　説明する。  □今後の指導の方針及び具体　的な手立て，対処の取組に　ついて説明する。 | □迅速に事実関係を説明し，家庭における指導を要請する。  □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。 | □当該児童(生徒)及び保護者の意向を確認し，教育的配慮の下，個人情報に留意し，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。 |
|  |  |  |  |
| ○ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断 | | | | | |

－１２－

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **【再発防止に向けた取組】** | | |
| **○** **原因の詳細な分析**  　□事実の整理，指導方針の再確認　□スクールカウンセラーなど外部の　専門家等の活用  **○** **学校体制の改善・充実**  　□生徒指導体制の点検・改善  　□教育相談体制の強化  　□児童理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施 | **○** **教育内容及び指導方法の改善・充実**  　□児童(生徒)の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の充実  　□道徳の時間の充実等，児童(生徒)　　の豊かな心を育てる指導の工夫  　□分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を高める指導など，授業改善の取組 | **○** **家庭，地域との連携強化**  　□教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開  　□学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価  　□児童(生徒)のＰＴＡ活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |

－資料⑤-７－

８　いじめの重大事態への対応

学校は，いじめの重大事態が発生した場合，国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

○ 学校は，重大事態が発生した場合，速やかに教育委員会に報告する。

○ 教育委員会が，学校を調査の主体とすると判断した場合，既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において，調査等を実施する。

○ 重大事態に至る要因となったいじめについて，事実関係を可能な限り明確にする。

○ 調査の進捗状況等及び調査結果は，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し，適時，適切な方法で情報を提供する。

【児童・保護者】

連携

学校が調査主体の場合

【学　校】

＜学校いじめ対策組織＞

①発生報告

②調査組織の設置

③被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等

④調査の実施

⑤調査結果の報告

⑥調査結果を踏まえた対応

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく対応

【教育委員会】

【関係機関】

○　旭川中央警察署

○　旭川東警察署

○　旭川児童相談所

○　旭川市子ども総合相談センター　等

調査結果の報告

発生報告

指導・支援

連携

指導・支援

調査結果の報告

－１３－

９　いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

学校は，関係機関や保護者，地域等と連携して，いじめの防止等に関する取組を実施します。

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては，保護者や児童の代表，地域住民などの参画を得て進めるよう努める。

○ いじめへの対処に当たっては，必要に応じて，学校いじめ対策組織に，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。（再掲）

10　インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

学校は，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるよう，情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

○ 日常的，計画的に情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行う。

○ 学校ネットパトロールを計画的に実施し，早期発見に努める。

○ 不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求める。

保護者の役割

○ 保護者は，その保護する児童の発達の段階を踏まえ，児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際，児童が納得できるルールを決めることや，ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。

○ 保護者は，その保護する児童にＳＮＳの利用を認める場合は，自他の個人情報を公開しないことや，自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと，ＳＮＳで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

－１４－



－１５－



－１６－

**第３章　その他の留意事項**

１　学校評価を踏まえた取組の改善

　　学校評価において，いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組みます。

２　校内研修の充実

　　全ての教職員の共通認識を図るため，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

　　スクールカウンセラーや，旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し，教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

３　校務の効率化

　　教職員が児童と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう，管理職は，一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織的体制を整えるなど，校務の効率化を図ります。

４　地域や家庭との連携

　　学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに，年度始めの保護者懇談会等における説明により，家庭や地域に対して，いじめの問題の重要性について認識を広めます。また，学校だよりや学校ホームページ等を通じて，いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し，家庭や地域と共通理解を図り，緊密に連携します。

－１７－

＜別紙＞

　　　　 いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは，お子様が，保護者に心配をかけたくない，いじめられていることが恥ずかしい，いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え，事実を隠そうとすることにあります。

　しかし，いじめられているお子様の言動には，何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば，いじめの兆候を見付けることが可能です。

　次の観察ポイントを参考に，少しでも気になることがあれば，担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

**第１段階 観察しましょう**

□｢行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。

□兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。

□保護者への反発が強くなる。

□食欲がない。

□寝言などでうなされることがある。

□勉強に身が入ってないように見える。

□帰宅時に洋服が汚れていたり，破れていたりする。

□最近，よく物をなくす。

□学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い，具体的に答えない。

□メールやブログ等を今まで以上に気にする。

□友達から呼び出される。

□頭痛，腹痛を訴え，登校を渋る。

□学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き，破れ）

□保護者の前で宿題をやろうとしない。（＊プリントへの落書き，破れ）

□学校行事に来ないでほしいと言う。

□学校からのプリントを見せない。

□放心状態でいることがよくある。

□何もしていない時間が多い。

□倦怠感，疲労，意欲の低下が見られる。

□無理に明るく振る舞っているように見える。

第２段階 いじめられている可能性を疑い，学校に相談しましょう

□「行ってきます」「ただいま」を言わない。

□気分の浮き沈みが激しい。

□兄弟姉妹にあたることが増える。

□理由もなくイライラする。

□食欲が無くなり，家族と一緒に食事をしない。

□成績やテスト結果が急に下がる。

□制服や衣服の汚れが顕著になる。

□物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。

□学校のことを詳しく，具体的に聞こうとすると怒る。

□メールやブログ等を見ようとしない。

□いたずら電話がよくかかってくる。

□ちょっとした音に敏感になる。

□友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。

□親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。

□学校や友達の話題を避けるようになる。

□持ち物への落書きがある。

□衣服，制服，靴などを親の知らないところで自分で洗う。

□原因不明の頭痛，腹痛，吐き気，食欲低下等の身体症状が見られる。

□登校を渋る。

□身体を見せたがらない。

□外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第３段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

□急に誰かを罵ったりする。

□かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。

□身体に理由のはっきりしない傷跡があり，隠そうとする。

□身体にマジックによるいたずらがある。

□急に友達関係が変わる。

□友達から頻繁に呼び出される。

□学校と家庭で話す内容に食い違いがある。

□悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。

□部活動を休むことが多くなり，急にやめると言い出す。

□学校を転校したいと言い出す。

□金遣いが荒くなったり，保護者の金を持ち出したりするようになる。

□以前では考えられないような非行行動が見られる。

□自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。

□日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。